

(別紙)

○ 地域おこし協力隊の制度概要

本制度は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域等に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を地方自治体が「地域おこし協力隊」として委嘱し、隊員は一定期間（概ね1年以上3年以下の期間）その地域に居住して、地域住民と連携・協力して、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る制度である。

○ 「地域協力活動」

本事業における「地域協力活動」とは、地域力の維持・強化に直接資する活動であって公益性を有するものをいい、おおむね次に例示するものとする。

(地域協力活動の例)

- ・ 地域おこしの支援（地域行事やイベントの応援、伝統芸能や祭の復活、地域ブランドや地場産品の開発・販売・プロモーション、空き店舗活用など商店街活性化、都市との交流事業・教育交流事業の応援、移住者受け入れ促進、地域メディアなどを使った情報発信 等）
- ・ 農林水産業従事（農作業支援、耕作放棄地再生、畜産業支援 等）
- ・ 水源保全・監視活動（水源地の整備・清掃活動 等）
- ・ 環境保全活動（不法投棄パトロール、道路の清掃 等）
- ・ 住民の生活支援（見守りサービス、通院・買物のサポート、デジタルデバイド対策 等）
- ・ スポーツ・文化に関する活動（スポーツ・文化ツーリズム等を通じた地域の活性化、部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行や地域スポーツ・文化芸術環境の整備・実技指導、文化財の保存・活用 等）
- ・ 脱炭素地域づくりの推進（地域の計画策定支援、再エネ事業の普及啓発、バイオマス施設などの保守 等）
- ・ その他（健康づくり支援、野生鳥獣の保護管理、有形民俗資料保存、婚活イベント開催 等）

※ 「地域力の維持・強化に直接資する活動」「公益性を有するもの」とは言えない活動とは、例えば次のようなものがあります。

- ① 秘書、人事・給与、会計、庶務等の内部管理業務が主たる活動となるもの
- ② 研修の受講等が主たる活動となるもの
- ③ 法令上定数が定まっている事業（保育所、介護施設、学校等）において定数の範囲内で人員を配置するもの
- ④ 株式会社等の収益を伴う事業に従事する活動

○ 地域おこし協力隊の活動に要する財政支援

地域おこし協力隊の活動に要する経費については、隊員1人あたり年間200万円を上限に財政支援を行うほか、別途、報償費を支払う。

(活動に要する経費の例)

- ・ 住居費
- ・ 活動旅費等移動に要する経費
- ・ 作業道具、消耗品等に要する経費
- ・ 関係者間の調整・住民や関係者との意見交換会・活動報告会等に要する経費
- ・ 隊員の研修に要する経費
- ・ 定住に向けて必要となる研修・資格取得等に要する経費
- ・ 定住に向けて必要となる環境整備に要する経費
- ・ 外部アドバイザーの招へいに要する経費 等